

現場代理人の常駐緩和について

1 現場代理人の常駐緩和について

工事請負契約約款第10条第2項の規定により、現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられています。

ただし、同約款第10条第3項に現場代理人の常駐義務を緩和できることが規定されており、次の要件を満たす場合、他工事の現場代理人との兼務を認めることとします。

2 現場代理人の他工事との兼務要件について

現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される場合において、次の（1）又は（2）のいずれかの要件に該当する場合、他の工事との兼務を認めることとします。ただし、（1）及び（2）の同時適用はできません。

(1) 各工事の請負金額が**4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）**であり、次の要件を全て満たす場合、兼務を2件まで認めることとする。

ア 新居浜市、新居浜市上下水道局、新居浜港務局又は愛媛県の発注工事であること。

（※愛媛県においては、現場代理人に係る特例措置を実施する期間内であること。）

イ 兼務する工事の現場が全て新居浜市内であること。

ウ 特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

※変更契約等により、兼務を認める工事の請負金額が**4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）**となった場合は、当該変更契約日までに現場代理人の変更の届出等を行い、各工事現場に適切に現場代理人を配置すること。

(2) 両方又はいずれかの工事の請負金額が**4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）**であり、建設業法施行令第27条第2項の規定により、密接な関係のある工事として主任技術者の兼務が認められた工事のうち、次の要件を全て満たす場合、兼務を2件まで認めることとする。

ア 新居浜市、新居浜市上下水道局、新居浜港務局又は愛媛県の発注工事であること。

（※愛媛県においては、現場代理人に係る特例措置を実施する期間内であること。）

イ 兼務する工事の現場が全て新居浜市内又は相互の間隔が10km以内であること。

ウ 特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

※変更契約等により、兼務を認める工事が建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼務が認められない工事となった場合は、当該変更契約日までに現場代理人の変更の届出等を行い、各工事現場に適切に現場代理人を配置すること。

【兼務要件 2 - (1)】を適用する場合

※A, B, C全ての工事の請負金額が4,000万円未満（建築は8,000万円未満）の場合

新居浜市内	市 外	現場代理人 兼務の可否
		○
		× 市内要件を 満たさない
		× 兼務できるの は2件まで

【兼務要件 2 - (2)】を適用する場合

※主…主任技術者を配置する工事、監…監理技術者を配置する工事

工事の状況	現場代理人 兼務の可否
主任技術者の兼務が認められる工事 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 主 (本来専任) 請負5千万円 </div> <div style="margin: 0 20px;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 主 (非専任) 請負3千万円 </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> •2件とも下請け金額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事 •1件は4,000万円未満 	○
主任技術者の兼務が認められる工事 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 主 (本来専任) 請負5千万円 </div> <div style="margin: 0 20px;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 主 (本来専任) 請負5千万円 </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> •2件とも下請け金額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事 •2件とも4,000万円以上 	○
主任技術者の兼務が認められない工事 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 監 (本来専任) 請負8千万円 (下請5千万円) </div> <div style="margin: 0 20px;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 主 (非専任) 請負2千万円 </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> •一方の下請け金額が4,500万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事 •1件は4,000万円以上 	× 監理技術者 には適用し ない

<p>主任技術者の兼務が認められる工事</p> <p style="text-align: center;">主 (本来専任) 請負 5 千万円</p> <p>主任技術者の兼務が認められる工事</p> <p>主 (本来専任) 請負 5 千万円</p> <p style="text-align: center;">主 (本来専任) 請負 5 千万円</p> <p>主任技術者の兼務が認められる工事</p> <p>主任技術者の兼務が認められる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3件とも下請け金額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事 ・2件の工事間ではそれぞれ主任技術者の兼務が可能 	<p>×</p> <p>兼務できるのは2件まで</p>
<p>主任技術者の兼務が認められる工事</p> <p style="text-align: center;">主 (本来専任) 請負 5 千万円</p> <p style="text-align: center;">主 (非専任) 請負 3 千万円</p> <p style="text-align: center;">主 (非専任) 請負 3 千万円</p> <p>新居浜市内</p> <p>この2件の間では、(2)の要件により現場代理人の兼務可能</p> <p>この2件の間では、(1)の要件により現場代理人の兼務可能</p>	<p>×</p> <p>(1)と(2)の要件の重複適用は不可</p>
<p>※主任技術者と現場代理人の兼務について</p> <p>現場代理人の兼務が認められた工事は、主任技術者の兼務も認められていますので、同一の主任技術者が、それぞれの現場代理人を兼務することは可能です。ただし、監理技術者には、適用されません。</p>	

3 現場代理人の雇用要件等について

現場代理人は、入札執行日又は見積書提出のあった日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係にあること。ただし、営業所の専任技術者は、現場代理人にはなれません。

4 兼務に伴う手続き

落札決定から契約締結までの間に、「現場代理人兼務届」1部と当該現場代理人の雇用を確認できる書類（健康保険証の写し等）を契約課に提出してください。（入札参加資格審査申請書提出時に技術職員の資格者証の写しとともに健康保険証の写しを提出している場合は、雇用確認書類の提出は不要。）なお、新居浜市以外の発注機関の工事との兼務を希望する場合は、事前にその発注機関の承諾を得ておいてください。※届出を受理した場合は、受付印を押印した現場代理人兼務届の写しを契約書と合わせて、請負業者にお渡します。

5 改正時期

令和5年1月1日から適用する。